

令和6年度権利擁護意思決定支援研修 開催要項

1 開催趣旨

青森県では、市町村の高齢者権利擁護体制整備を支援することを目的とした「青森県高齢者権利擁護市町村支援機能強化事業」を、公益社団法人青森県社会福祉士会に委託して実施しています。

この事業の一環として、国が示した「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に基づく研修を実施し、多様な主体が参画して持続可能な形で、高齢者及び障害者の意思決定支援が適切に行える力量の向上を目指します。

2 事業実施主体 青森県

3 事業運営主体 公益社団法人青森県社会福祉士会

4 日時 令和6年9月6日（金） 10：00～17：00 （オンライン受講者は、15：00まで）

5 会場 青森県総合社会教育センター大研修室 及びオンライン（ZOOM）

6 参集範囲 県内の後見人、市町村職員、中核機関職員、 地域包括支援センター職員、介護支援専門員、相談支援専門員 社会福祉協議会職員、日常生活自立支援事業の支援員 等

7 定員 会場60名 オンライン約50名（先着順）

8 講師 一般社団法人SDM-Japan 副代表 水島俊彦氏（法テラス本部 弁護士） （※略歴等は、添付「講師プロフィール」のとおり）

9 プログラム (進行：県立保健大学 葛西孝幸講師)

時間	内容
9:40～	受付開始
10:00～10:05	開会、講師紹介、オリエンテーション
10:05～11:05	講義「意思決定支援とは」
11:10～12:00	グループワーク「意思決定支援ガイドラインの共通項を学ぶ」
(昼休憩)	
13:00～15:00	グループワーク「意思決定支援の取り組み方、チーム支援のあり方」
15:10～16:50	意思決定支援ツール「トーキングマット」を用いた ロールプレイセッション(会場参加者のみ)
16:50～17:00	まとめと今後に向けて(会場参加者のみ)

(注) オンラインでの受講者は、15:00 までのグループワークで受講終了となります。

10 受講料 無料

11 申込方法

次の申し込みフォームに、必要事項を入力してください。

[令和6年度権利擁護意思決定支援研修受講申込フォーム \(google.com\)](#)

また、右のQRコードからも入力できます。



12 申込締切 令和6年8月30日(金)

13 資料等の通知

当日の研修資料、ミーティングID・パスコード等は、9月4日(水)頃に青森県社会福祉士会アドレス(aacsw@nifty.com)から、申込フォームで登録したメールアドレスへ送付いたします。会場受講者には、当日本会が紙資料を用意します。

14 その他

- ・ 会場での受講者については、昼食は3階の「和室」で摂ることができます。昼食は各自でご用意ください。また、ごみは各自お持ち帰りください。
- ・ オンライン受講の場合、1台のパソコンで一人のみ受講が可能です。カメラ・スピーカー・マイク機能が付いたパソコンを使用してください。
- ・ オンライン受講の場合、総合行政ネットワーク(LGWAN)に接続しているPCでは、研修当日zoomに接続できませんので、ご注意ください。
- ・ 社会福祉士会会員が履修した場合、社会福祉士生涯研修制度の「生涯研修制度独自の研修・実績」5.5時間(オンライン受講の場合は3.75時間)として認められます。

* 講師プロフィール *



水島 俊彦 (みずしま としひこ)

日本司法支援センター本部 シニア常勤弁護士
立教大学大学院社会デザイン研究科兼任講師
明治学院大学社会学部社会福祉学科非常勤講師
厚労省成年後見制度利用促進専門家会議委員
日弁連高齢者・障害者権利支援センター成年後見・
意思決定支援部会（3部会）所属・運営委員
日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）
副代表・英国 Talking Mats™ 認定トレーナー 他

2008年12月司法修習修了後、法テラス常勤弁護士として勤務開始。2010年1月から2013年10月まで法テラス佐渡法律事務所（新潟県）に赴任。業務を通じて成年後見人のなり手不足の問題に直面し、佐渡市や新潟県内各地で成年後見PTを立上げ、法人後見の設立、成年後見制度利用支援事業の拡充、市民後見人の育成等に携わった。2014年7月から1年間英国エセックス大学ヒューマンライツセンターの客員研究員として成年後見制度と意思決定支援に関する研究に従事。2015年11月から法テラス八戸法律事務所（青森県）、2018年3月から法テラス埼玉法律事務所（埼玉県）に赴任し、生活困窮者支援、成年後見案件を中心に関係機関とケース会議を日常的に実施。2021年3月には法テラス本部に異動し、各課室の部付等として活動中。著書として、名川勝・水島俊彦・菊本圭一＝編著「事例で学ぶ福祉専門職のための意思決定支援ガイドブック」中央法規（2019.12）他。

* 皆さんへのメッセージ *

法テラス佐渡赴任中の成年後見業務・司法ソーシャルワーク活動を通じて、障害のある人の意思決定支援に関心を持ち、研究留学を決意しました。研究留学中は、英国及び南オーストラリア州等の意思決定支援・成年後見制度の実務を研究し、現場での支援方法を学ぶことに重きを置いて活動してきました。帰国後赴任した法テラス八戸では、ケース会議でファシリテーターを務める機会も多く、「周囲の思惑・客観的最善の利益」が優先された会議ではなく、本人による意思決定の機会を保障し、本人の価値観や選好を最大限尊重するためのチーム構築を図ってきました。

法テラス埼玉に赴任後まもなく再渡英し、意思決定支援ツール【Talking Mats®】の日本人初のトレーナー資格を取得したほか、約1か月半、英国のIMCA（独立意思代弁人）や弁護士とともに支援現場に同行するという貴重な機会を得ました。帰国後は、成年後見やケース会議支援を含む日々の業務を行いつつ、厚労省「意思決定支援ガイドラインモデル研修」「成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」の作成協力、日弁連「意思決定支援全国学習会」の企画運営、意思決定支援ワーキング・グループ「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の作成等にも携わりました。現在は、一般社団法人意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）と連携し、日本型意思決定支援モデルの開発や英国式意思決定支援ツール「トーキングマット」（日本語版）の普及、自治体との連携における意思決定支援プロジェクトを進めています。

今後、意思決定支援・成年後見制度利用促進基本計画等の関連分野について、各地での実践活動のお手伝いできれば幸いです。



講演・研修等に関するご連絡はこちらへ。

Email: t.mizushima1207+seminar@sdm-japan.net